

Rotary
Club of Choshi East



とっぱずれ



銚子東ロータリークラブ Weekly Bulletin NO. 2483



河津桜と菜の花

第2483回 例会 令和6年3月5日

点 鐘 … 飯田 貴之 会長

国 歌 … 君 が 代

ロータリーソング … 奉 仕 の 理 想

来訪ロータリアン紹介

… 親睦活動・家族委員会

会 長 挨 拶 … 飯田 貴之 会長

御 祝 披 露 … 飯田 貴之 会長

誕 生 祝 … なし

結婚記念日 … なし

入会記念日 … なし

幹 事 報 告 … 大木 啓嗣 幹事

ニコニコBOX … 親睦活動・家族委員会

卓 話

「銚子地域における労働市場」

銚子公共職業安定所

所長 香取 忠良 氏

出 席 報 告 … 出席・プログラム委員会

来週のプログラム（令和6年3月12日）

卓 話

『地域で支える子育て支援』

銚子市ファミリー・サポート・センター」

銚子市社会福祉協議会 福森 秀子 様

お食事「膳」



CREATE HOPE
in the WORLD

CREATE HOPE in the WORLD

世界に希望を生み出そう

2023-2024 年度 R I 会長 ゴードン R. マッキナリー

第2482回例会(令和6年2月27日)

会長挨拶

飯田 貴之

利き手以外を使って、脳力を上げる

(加藤俊徳・(株)脳の学校代表)

世の中は、右利き社会です。駅の自動改札など、ほとんどのインフレは、右利き用に出来ています。私は、左利きなので、生活のなかで困ることがたくさんあります。例えば、はさみも右利き用がほとんどです。右では指を上手く動かせず、左手に持ち帰ると切りにくい。右利き用のものを左手で使えるように、工夫する力がつきました。楽器もほとんど右利き用に出来ています。最近では左利き専門店もあるようですが、小学校6年生で買ったギターは、右利き用でした。慌てて弦を張り替えましたが、何かかっこが悪く、結局馴染めませんでした。

一方で左利きが有利な点もあるありました。私は、格闘技が得意なのですが、競技者の多くは、右利きです。左利きの私は、右利きの人と練習をしますが、右利きの人が左利きの人と練習することは、あまりありません。初対面で戦う相手が右利きの場合は圧倒的に有利でした。

脳の使える範囲を広げる

モーツァルトやレオナルド・ダ・ヴィンチ、ビル・ゲイツなど、優れた芸術家や組織を把握する能力に優れた人には左利きが少なからずいます。

人間の脳は、左右でつながっているのですが、利き手しか使わないと脳の使える範囲は限られてしまいます。左利きの人は、右手を使うことで、その範囲を広げているのです。右利きの人が左手を使うのも同様のことが言えます。両方の手を使えるようにトレーニングすれば脳の活用範囲を広げることが出来ます。

利き手の違いが脳の育ち方に影響することを知れば、脳の可能性を広げることが出来るのです。特に右利きの人は、使っていない部分が多いので、まだまだ自分の能力は、こんなもんじゃないと思ってよいのです。左手使っていたら突然発想力が湧いて、自分が開発した商品が大ヒットする、そんな可能性さえあるのです。

箸ではなくフォークから

そうは言っても、いきなり箸を左手で持ったらご飯をおいしく食べられません。まずはフォークを左手で持ってフルーツを食べる、電気のスイッチを左手で押すなど簡単なことから始めてみてください。人間の脳は、二週間集中的に同じことをやると、どんどん変わっていきます。

ただし子供の場合は注意が必要です。言語能力の発達する4歳から10歳位に利き腕を強制すると、吃音や言葉が出にくくなるなどの症状が出る場合があります。

左手が使えるのに、右手に変えることは苦痛で負担になります。母国語がしつかりする10歳前後から、利き手と反対の手を使う訓練をすると思います。

人間の脳は、鍛えればいくつになっても成長します。体が弱ってくると脳も弱く感じるかもしれませんが、脳は80歳になっても伸びる力を持っています。誰でもいつからでも鍛えられるのが脳の特性なんです。

経営者100の言葉

「苦しい仕事のうちにも愉快があることを
発見するまでには、幾多の修養を積まなければならない」
安田善次郎 (安田財閥創業者)

幹事報告

- 1・ガバナー事務所より
・風の便り Vol.9 No.7 (通刊112号)
・2024-25年度地区研修・協議会ご案内 受領
- 2・例会変更のお知らせ
旭RCより
3/8(金)→3/5(火) 点鐘12:30「旭商工会館」
ガバナー公式訪問(八日市場RCと合同)
3/15(金)→3/17(日) 点鐘14:00「大塚ホテル」IM
3/22(金) 点鐘18:30「ホテルサンモール」夜間例会
3/29(金) 休会(細則第5条第6節(1)により) 受領

卓話

「電子帳簿保存法」

銚子税務署 法人課税第1部門
統括官 奈須下 真紀 氏

本日は、電子帳簿保存法について話してほしいとのご依頼を受けております。以前、銚子税務署の佐藤副署長がこちらでお話をさせていただいた内容を重複すると思いますが、今年の1月に改正があり、事業を行っている全ての方に関係ある内容だと思いますので、ご説明させていただきたいと思います。初めに電子帳簿保存法の概要を説明させていただいた後に、電子取引データの保存について詳細をお話させていただきます。

配布資料の確認ですが、「電子帳簿保存法のポイント」という表題の5枚両面印刷の資料と「令和6年1月からの電子取引データの保存方法」という1枚両面印刷の資料をお配りしています。まずは、「電子帳簿保存法のポイント」の資料を使用します。右下にページ番号を付しています。

では、1ページ目をお開き下さい。
皆さまの中には、「もっと経理を楽しみたい」、「経営状況をリアルタイムに把握したい」、「わざわざ出勤して請求書などを処理している」といった、経理に関するお悩みを抱えている方もいらっしゃるかと思います。そのようなお悩みを「経理のデジタル化」を通じて解決するためのツールが、電子帳簿等保存制度です。

左側「そもそもどのような制度なのか」について説明します。
電子帳簿等保存制度とは、会計ソフトで作成した帳簿をプリントアウトせずにデータのままで保存するためのルールや、経費の領収書などをスマホで撮影して経理処理・保存するためのルールなどを定めて制度です。

では、「具体的に何が便利になるのか」です。
電子帳簿等保存制度を活用することで、紙をファイリングする手間や保存スペースが不要となる、日付や取引先名でデータを検索できるため、探したい書類がすぐに見つかる、データ上で経理処理ができるため、経理担当もテレワークがしやすくなる、など、事務処理が便利になると考えられます。

右側に記載していますが、電子帳簿等保存制度は、紙で帳簿書類を作成・保存している場合は関係ない制度だと誤解されている方もいらっしゃるかもしれませんが、後ほどご説明する電子



取引データ保存については全ての方にご対応いただく必要があります。

それでは、次のページをお開き頂き、電子帳簿等保存制度の概要をご説明します。

電子帳簿等保存制度は、文書保存に関係する納税者の負担軽減を図ることを目的として、帳簿や書類をデータで保存することを可能とする制度です。

記録の改ざんなど課税上問題となる行為を防止する必要性を踏まえ、保存方法などについて一定の要件を設けています。

電子帳簿等保存制度と一口に言っても、その内容は、①電子的に作成した帳簿や書類の保存に関する「電子帳簿等保存」、②書類をスキャナやスマホで読み込んで保存するための「スキャナ保存」、③取引情報をデータでやりとりした場合の「電子取引データ保存」、という3つの制度から成っています。

1 つ目「電子帳簿等保存」は、税法によって保存が必要とされている帳簿や各種書類にのうち、ご自身で最初から一貫してデータで作成しているものについて、プリントアウトせずにデータのままで保存するための要件を定めています。

2 つ目「スキャナ保存」は、紙の請求書・領収書などを相手方から受け取った書類や、ご自身で作成した書類の控えについて、その書類そのものを保存する代わりに、スキャナやスマホで読み取ったデータを保存するための要件を定めています。

3 つ目「電子取引データ保存」は、見積書・契約書・請求書・領収書などに相当する取引情報のやりとりをデータで行った場合に、そのデータを一定の要件に沿って保存しておくことを定めています。

ポイントとしては、①「電子帳簿等保存」と②「スキャナ保存」は、その利用を希望する方のための制度であり、③「電子取引データ保存」は、申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務が課せられている全ての方にご対応いただく必要がある制度となっています。

次のページからは、それぞれの制度ごとに、どのような制度なのかご説明していきますが、ページの右上に「帳簿等・スキャナ・電子取引」といった文字を表示しており、そのページの記述内容がどの制度に関係するのかを表していますので、参考としてください。

では、電子帳簿等保存についてご説明します。

電子帳簿等保存とは、税法上保存が必要な帳簿や書類をパソコンなどで作成した場合に、プリントアウトせずにデータのままで保存することができる制度です。

この制度により帳簿や書類のデータ保存を始めるにあたって、特別な手続きは必要ありません。

電子帳簿等保存の対象になる帳簿や書類には、「会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿」、「会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類」、「パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え」などが該当します。また、訂正・削除をした場合の履歴が残るなどの要件を満たす電子帳簿については、事後の検証可能性が高いので「優良な電子帳簿」として過少申告加算税の軽減措置を受けることができます。

なお、「仕訳帳と総勘定元帳を優良な電子帳簿として保存する」ことは、申告所得税における65万円の青色申告特別控除を受けるための要件の一部にもなっています。

では、次のページをご覧ください。このページでは、スキャナ保存についてご説明します。

スキャナ保存とは、紙の領収書・請求書などの書類自体を保存する代わりに、スキャナやスマホで読み取った電子データを保存することができる制度です。保存するデータは、スキャナやスマホで読み取った電子データのほか、デジタルカメラや複合機などで読み取った電子データでも問題ありません。

対象になる書類は、取引相手から紙で受け取った書類やご自身が手書きなどで作成して取引相手に紙で渡す書類の控えや写しなどです。スキャナ保存を始めるにあたって、原則として、特別な手続きは必要ありません。

これからやりとりする書類だけでなく、スキャナ保存を始める日より前にやりとりした過去分の書類もスキャナ保存することができます。ただし、過去分の「重要書類」についてスキャナ保存する場合は、あらかじめ届出書を提出する必要があります。

「重要書類」とは、資金や物の流れに直結・連動する書類を言い、たとえば、契約書、納品書、請求書、領収書などが該当します。

なお、ページ中段、点線で四角く囲んでお示ししているとおり、契約書、見積書、注文書などの書類はスキャナ保存の対象となりますが、棚卸表、貸借対照表、損益計算書などの決算関係書類や電子取引データの対象となるデータを出力した書面は、スキャナ保存の対象とはなりませんのでご注意ください。

また、スキャナ保存については様々なルールを満たして保存する必要があることから、対応ソフトなどを使用することが一般的です。

次のページをご覧ください。このページでは、電子取引データ保存について説明します。

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要がある制度です。

電子取引データ保存は、領収書・見積書・請求書などに相当するデータをやりとりした場合に、一定のルールの下でその電子取引データを保存しなければならないとする制度です。電子取引データの対象は、紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれているデータです。

データを受け取った側だけでなく、送った側もそのデータを保存する必要があります。

なお、この制度は、あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。請求書などをデータでやりとりした場合には、プリントアウトした書面のみを保存する方法は認められず、やりとりした電子取引データそのものを保存する必要があります。保存するデータのファイル形式は問いませんので、PDFに変換したデータやスクリーンショットをしたデータなどで保存していても問題はありません。

ページをめくってください。

電子取引データを保存するに当たり、大きく2つの要件があります。

まず、改ざん防止の観点から、左側で示している4点のうちいずれかの措置を講じることが必要です。対応の容易さはそれぞれ異なると思いますが、一般的には一番下の「不当な訂正削除の防止に関する事務処理規定を制定し、遵守する」方法が、最も導入しやすいのではないかと考えられます。

事務処理規定については、国税庁のホームページにサンプルを掲載していますので、参考としてください。

二つ目の要件として、モニター・説明書などを備え付けてデータの内容を確認できる状態にしておくこと、一定の検索が可能

な状態にしておく必要があります。

ただし、消費税法上の基準期間（2年前の課税期間）の売上高が「5,000万円以下」の保存義務者や電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理した状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者については、税務調査などの際に税務職員からの電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合に限り、「検索要件の充足」は不要とされています。

次のページをお開きください。

先ほど説明した電子取引データ保存について、一定のルールに沿った保存ができない場合であっても、このページに記載している(1)と(2)をいずれも満たす場合には、一定のルールに沿った対応ではなく、電子取引データを保存しておくだけで良いという「猶予措置」が講じられています。

1 つ目の要件は、電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合です。

2 つ目の要件は、税務調査などの際に税務職員からの電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合です。

詳細については、お配りしている資料の「令和6年1月からの電子取引データの保存方法」をご覧ください。裏面にあります。所轄税務署長が相当の理由があると認める理由ですが、例えば「人手不足」「システムの準備が間に合わない」「資金不足」などが該当します。なお、事前に申請や届け出を頂く必要はありません。つまりは、「電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を提示できるように保存しておけば良い」といことになります。

以上が、電子帳簿等保存制度の概要や基本的な取扱いについてご説明となります。

より正確に、詳細等をお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」から取扱通達や一問一答などをご確認ください。特設サイトには、それぞれの制度のポイントをご説明したパンフレットも掲載していますので、ぜひ参考としてください。

電子帳簿保存法への対応に関連する補助金として、会計ソフトや受発注システムなどの導入に対する「IT導入補助金」もあります。詳しくは、IT導入補助金事務局ホームページをご確認ください。

私からは以上となりますが、なにかご質問等ありますか。

税務署からのお知らせです。ピンク色の用紙で「定額減税説明会のご案内」というお知らせを配布しています。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、昨年12月に令和6年の

税制改正が閣議決定し、法案が通れば、令和6年6月分の所得税について定額減税を実施することになっております。

給与支払者の方、源泉徴収義務者の方に向けて、定額減税についての説明会を実施いたします。ご不明な点についてはご質問もお受けしますので、源泉徴収事務を担当されている方のご都合の良い日時にご出席ください。

確定申告が始まっております。確定申告の際には、税務署に行かず、待ち時間なく、お好きな時間に対応可能な、大変便利なスマホ申告をご利用ください。

ご協力をよろしくお願いいたします。

臨時理事会開催及び持回り決議 議事録

日 時 令和6年2月28日(水) 9:35

通知方法 事務局よりファクシミリにて送信

議 題

1・新入会員所属委員会及びカウンセラーの件 承認

3月のロータリーレート 1\$ = 151円

前回の例会(2/27)報告

点 鐘 飯田 貴之 会長

出席報告

会員総数	27 名	出席規定除外数	3 名
出席者	18 名	出席率	72.00 %
2月6日		確定出席率	76.00 %

来訪ロータリアン

大里忠弘君 (銚子RC)

欠席者 7名

メイクアップ なし

スモールコインBOX 小 計 ￥ 1,500-

累 計 ￥ 39,190-

ニコニコBOX 累 計 ￥189,000-

銚子東ロータリークラブ

銚子市三軒町19番地の4 銚子商工会館4階 TEL0479(23)0750 FAX0479(25)8789

メール c-higashirc@tcs-net.ne.jp URL <http://www.tcs-net.ne.jp/~rc>

例会日時及会場 毎週火曜日 12時30分点鐘 銚子商工会館5階大会議室

会長 飯田貴之 副会長 石毛園子 幹事 大木啓嗣

クラブ広報・会報委員会 藤崎一成・杉浦 武・宮内 博

表紙題字 網中喜一郎初代会長

R. I 第2790地区

ほととぎす 銚子は国の とっばずれ

古 帳 庵

江戸小網町の豪商鈴木金兵衛夫婦（古帳庵 古帳女）が銚子に遊んだときに

詠んだもので、この碑は圓福（円福）寺に現存する。